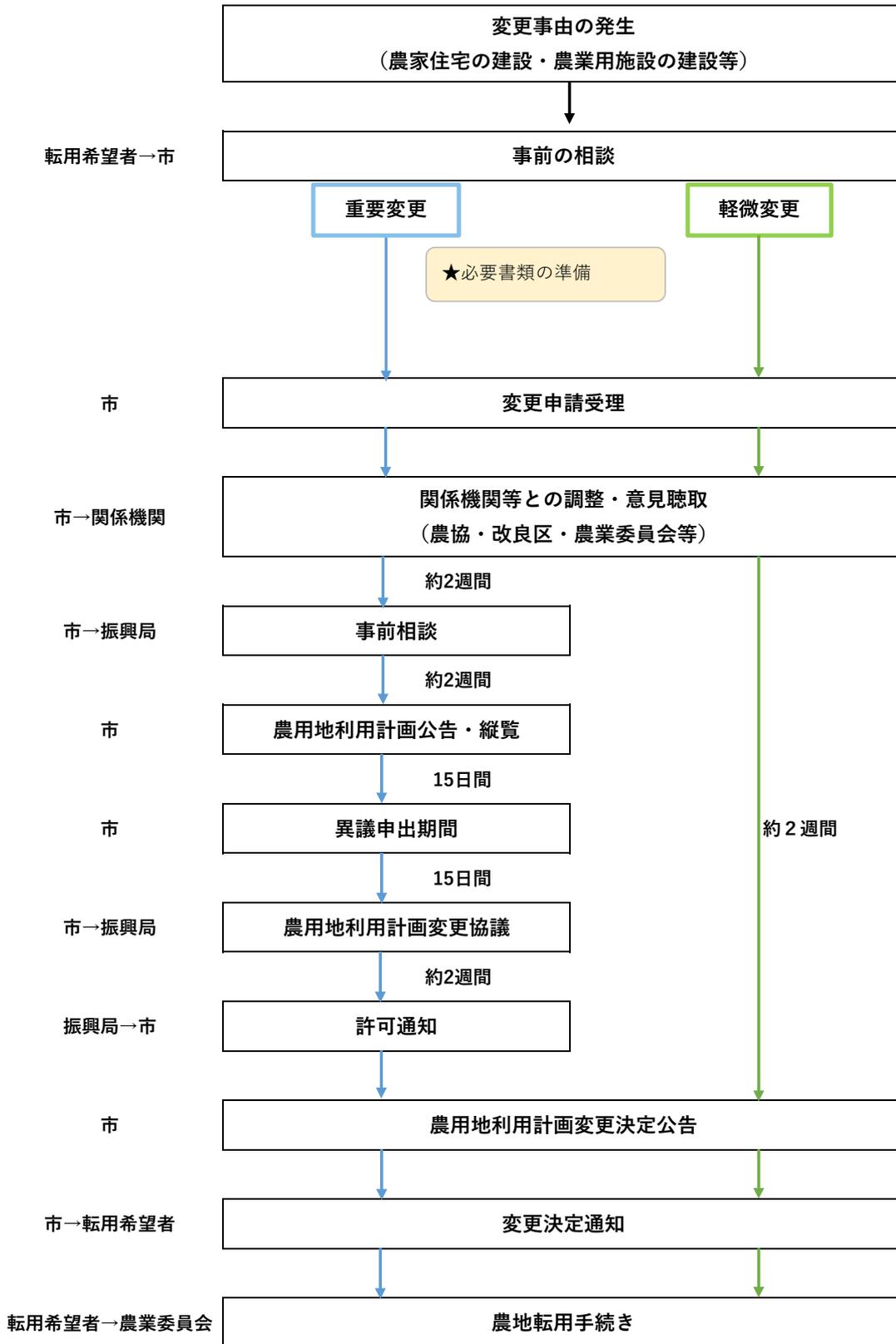


農業振興地域整備計画の変更の手続きの流れ



※農用地利用計画は、「公告縦覧→異議申出→知事同意→決定公告」の一連の流れを受け決定するものであるため、

当該手続きを行っている最中に新たな計画変更案を公告することはできません。

(先に縦覧している計画変更案を変更することとなり、**これまでの手続きが無効となります。**)